

参議院法務委員会議録第六号

平成五年五月十三日(木曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 片上 公人君
理事 下福葉耕吉君
真島 一男君
竹村 泰子君
猪熊 重二君
斎藤 十朗君
鈴木 省吾君
服部 三雄君
平野 貞夫君
角田 義一君
山本 富雄君
大脇 雅子君
矢田部 理君
紀平 悌子君
森脇 勝君
法務大臣官房審議官 滝水 淳君
事務局側 法務省民事局長
政府委員 法務大臣
常任委員会専門員 播磨 益夫君

委員

本日の会議に付した案件

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(院送付)

○委員長(片上公人君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一

部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から両案について順次趣旨説明を聴取いたします。後藤田法務大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) 商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要

な措置を講ずるほか、株式会社の社債による資金調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金調達の方法の合理化を図ることとともに、それに伴

い、社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の一部を改正しようとするものであります。その改正の要点は次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、この訴訟の目的の価額を九十五万円とみなすこととともに、代表訴訟に勝訴した株主はこの訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払いを会社に対して請求することができる改正をすることとしております。

第二に、株主が会社の会計帳簿等を閲覧書き写すことができることを容易にするため、閲覧書き写式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正

をすることとしております。

第三に、株式会社の監査役の地位の強化を図るために、監査役の任期を二年から三年に伸長する改正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の方法の合理化を図る

とともに、それに伴い、社債権者の保護を強化す

るため、社債発行限度に関する規制を廃止し、こ

れにかえて、社債を募集するには、会社は、社債

管理会社を定め、社債権者のために社債の管理を

行うことと委託することを原則的に義務づけると

ともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及

びその権限を明確にし、また、社債権者集会における社債権者の議決権の行使を容易にする改正を

することとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に

関する法律につきましては、大会社における監査

役制度を充実強化するため、第一に、監査役の員

数を二人以上から三人以上に増員する改正を

こととしております。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任前

五年間、会社またはその子会社の取締役または使

用人でなかつた者でなければならないとする改正

をすることとしております。

第三に、監査役の全員で監査役会を組織し、監

査役会において監査役の協議により監査の方針等

を定めるとともに、監査役の報告に基づいて監査

報告書を作成しなければならないとする等の改正

をすることとしております。

最後に、担保附社債信託法につきましては、担

保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申し込みをさせる等の改正を

するほか、商法の社債に関する制度の改正に伴

う関係法律の整備等に関する法律案につきまし

て、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訟事件手続法外六十八の関係法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(片上公人君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(片上公人君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願(第一三五四号)(第一三五号)

(第一三三七号)(第一三四六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理局署の大

幅増員に関する請願(第一三八一号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に

関する請願(第一三八二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理局署の大

幅増員に関する請願(第一三九一号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に

関する請願(第一三九二号)

一、消費者のための製造物責任法の早期制定に

関する請願(第一三九三号)

一、佐川急便事件に関する検察当局の厳正な搜

第一三五四号 平成五年四月十三日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二通)	請願者 札幌市中央区南十二条西二三ノ二 ノ一 山本隆史外九十九名	第一四〇一号 平成五年四月十四日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
三七号(第一四六五号)(第一四六六号)(第一四六七号)	請願者 高知市勝部七一三 沖田喜美外九	請願者 佐賀県佐賀郡諸富町大字山領一 七 西村誠外四百九十九名
第一三三三号 平成五年四月九日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 紀平 傳子君	紹介議員 木庭健太郎君
請願者 札幌市豊平区西岡二条一ノ一 ノ一 伊藤嘉世子外九十九名	紹介議員 管野 久光君	請願者 静岡県磐田市岩井一、九〇七 八四 脇田圭司外二百八十三名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一三三六号 平成五年四月十二日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 林 紀子君	紹介議員 石原健太郎君
請願者 広島市南区金屋町一ノ一四 円福寺一義外一万一千一百七名	紹介議員 石原健太郎君	請願者 東京都東久留米市滝山六ノ一 一ノ一〇八 星野博司外四百九十九名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一三三七号 平成五年四月十二日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 林 紀子君	紹介議員 広中和歌子君
請願者 札幌市白石区北郷四条一ノ一〇 四〇ノ一一〇 岩城望美外九十九名	紹介議員 石原健太郎君	請願者 兵庫県洲本市物部一ノ一三〇五三 上田征弘外四百九十七名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一三四六号 平成五年四月十三日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 管野 久光君	紹介議員 黒柳 明君
請願者 札幌市白石区北郷四条三ノ六ノ四	紹介議員 純 訓弘君	請願者 佐賀県伊万里市二里町大里乙一 一一四 川棚正則外六百五十名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一三八一号 平成五年四月十四日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 菅野 久光君	紹介議員 猪熊 重二君
請願者 札幌市白石区北郷四条三ノ六ノ四	紹介議員 矢田部 理君	請願者 佐賀県鳥栖市西田町一四〇ノ一 吉木智寿子外四百九十九名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一三八二号 平成五年四月十四日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	紹介議員 菅野 久光君	紹介議員 矢原 秀男君
請願者 札幌市白石区北郷四条三ノ六ノ四	紹介議員 荒木 清貴君	請願者 福島県安達郡大玉村大山字三ツ森 五九 佐藤安朝外三百七十一名
この請願の趣旨は、第三五号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

戸塚隆外二千九百九十九名		消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		第一五三〇号 平成五年四月二十日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
第一四八六号 平成五年四月十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(六十通)		紹介議員 竹村 泰子君 請願者 北海道三笠市堤町七 山根日出勝 外九十九名
請願者 静岡県沼津市下一丁田八八九ノ一 ○鈴勇マンション三〇二 山田浩 孝外二百四十三名		紹介議員 紀平 哲子君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 紀平 哲子君		第一四九九号 平成五年四月十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		紹介議員 菅野 久光君 請願者 滋賀県彦根市西今町七四九ノ三 小西靖外四百九十九名
第一四八八号 平成五年四月十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		紹介議員 高桑 栄松君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 北海道北見市若葉一ノ七ノ四 朝 野政一外一万九千九百九十九名		第一五〇〇号 平成五年四月二十日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
紹介議員 西山 登紀子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
第一四八九号 平成五年四月十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		第一五〇一号 平成五年四月二十日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
請願者 大阪府吹田市山手町四ノ四ノ二六 明坂穂子外二千九百九十九名		紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 竹村 泰子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		第一五〇二号 平成五年四月二十日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
第一四九四号 平成五年四月十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 東京都世田谷区代沢二ノ一一ノ三 伊藤一明外一万四千九百九十九名		第一五〇三号 平成五年四月二十日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
紹介議員 角田 義一君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		紹介議員 紀平 哲子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一四九五号 平成五年四月二十日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		第一五〇四号 平成五年四月二十日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 佐賀県神埼郡三田川町吉田七九七 ノ四一大坪泉外三百九十九名		紹介議員 紀平 哲子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
紹介議員 中西 珠子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		第一五〇五号 平成五年四月二十日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
第一四九六号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		紹介議員 牛嶋 正君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 仙台市太白区青山二ノ二ノ一八 藏本忠雄外二千四百九十九名		第一五四九号 平成五年四月二十一日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
紹介議員 萩野 浩基君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。		請願者 熊本県球磨郡上村大字上一、二五 八ノ一〇七 古賀洋一外一千九百九十九名
第一四五三号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 東京都柏江市中和泉二ノ一七ノ一 四 姬名久美子外二千九百九十九名		第一五四四号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
紹介議員 竹村 泰子君 請願者 熊本県球磨郡上村大字上一、二五 八ノ一〇七 古賀洋一外一千九百九十九名		紹介議員 菅野 久光君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一五四五号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		第一五四五号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 一、六七〇ノ四 山崎直広外二百七十五名		紹介議員 紀平 哲子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
紹介議員 萩野 浩基君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。		第一五四六号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
第一五四七号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願		紹介議員 紀平 哲子君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 佐賀市六座町一ノ一二 今村淳子 外四百七十名		第一五四八号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
紹介議員 牛嶋 正君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。		紹介議員 牛嶋 正君 この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
第一五四九号 平成五年四月二十一日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願		第一五四九号 平成五年四月二十一日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する 請願
請願者 仙台市太白区青山二ノ二ノ一八 藏本忠雄外二千四百九十九名		紹介議員 萩野 浩基君 この請願の趣旨は、第三五号と同じである。

第一五七四号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
請願者 栃木県真岡市台町一ノ三四六 原村悦子外四百七十五名	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
紹介議員 浜四津 敏子君	紹介議員 沢田一良君
第一五七五号 平成五年四月二十一日受理 消費者のための製造物責任法の早期制定に関する請願	この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
請願者 札幌市厚別区上野幌一条三ノ二ノ一 名 紙谷玲子外四千九百九十九名	この請願の趣旨は、第三五号と同じである。
紹介議員 高崎 裕子君	紹介議員 菅野 久光君
第一五六八号 平成五年四月二十一日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
請願者 東京都渋谷区神山町二ノ八 三木幸子外二名	この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。
紹介議員 北村 哲男君	紹介議員 武田 節子君
第一五六九号 平成五年四月二十一日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
請願者 埼玉県大宮市中釣二一〇四六ノ九 名 荒井幸穂外二名	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
紹介議員 岩本 久人君	紹介議員 稲山 鑑君
第一五六三号 平成五年四月二十一日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
請願者 埼玉県大宮市中釣二一〇四六ノ九 名 荒井幸穂外二名	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
紹介議員 岩本 久人君	紹介議員 稲山 鑑君
第一五六八号 平成五年四月二十一日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
請願者 静岡県磐田市見付三五九 鈴木文朗外二百九十九名	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
紹介議員 紀平 慶子君	紹介議員 稲田令子
第一六三八号 平成五年四月二十一日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大増員に関する請願(六十通)	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
請願者 埼玉県大宮市佐知川一九三ノ八 名 岸田令子	この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。
紹介議員 紀平 慶子君	紹介議員 稲田令子
第一六四一号 平成五年四月二十二日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大増員に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 札幌市東区北十二条東二丁目 古木ふみ外九十九名	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 横田 敦君	紹介議員 峰崎 直樹君
第一六四二号 平成五年四月二十二日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 横浜市港北区鳥山町二五八 挂札 名 敏裕外四百五十六名	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 武田 節子君	紹介議員 峰崎 直樹君
第一六四三号 平成五年四月二十二日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 長野県松本市埋橋一ノ一ノ一六 名 関洋一郎外二名	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 菅野 寿君	紹介議員 峰崎 直樹君
第一六四四号 平成五年四月二十二日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 長野県南安曇郡豊科町五、九四三 名 細田公英外二名	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 稲山 鑑君	紹介議員 峰崎 直樹君
第一六四五号 平成五年四月二十二日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 埼玉県新座市新座二ノ一八ノ一四 名 岸田令子	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 稲田令子	紹介議員 峰崎 直樹君
第一六四九号 平成五年四月二十二日受理 夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
請願者 埼玉県新座市新座二ノ一八ノ一四 名 岸田令子	この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 稲田令子	紹介議員 峰崎 直樹君

第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社ハコトヲ得ズ	第二百九十七条ノ三 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス
社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為スコトヲ	社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為スコトヲ
第二百九十九条第一項を削る。	第二百九十九条第一項を削る。
第三百一条第二項第一号中「会社」の下に「及社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四号までを次のように改める。	第三百一条第二項第一号中「会社」の下に「及社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四号までを次のように改める。

九 第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分定	十 第三百八条ノ別段ノ定アルトキハ其ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分定
十一乃至十四 削除	十一乃至十四 削除
第三百一条第二項第十五号中「前号ノ会社ガ」を削り、「トキハ其ノ旨を」者アルトキハ其ノ氏名」に改め、同項の次に次の二項を加える。	第三百一条第二項第十五号中「前号ノ会社ガ」を削り、「トキハ其ノ旨を」者アルトキハ其ノ氏名」に改め、同項の次に次の二項を加える。
社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ社債ノ総額トス	社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ社債ノ総額トス
第三百二十二条後段を削る。	第三百二十二条後段を削る。

第三百四条 第二項中「第十四条」を「第十号」に改める。	第三百四条 会社ハ合同シテ社債ヲ発行スルコトヲ得
第三百六条第二項中「第十四条」を「第十号」に改める。	第三百六条第二項中「第十四条」を「第十号」に改める。
第三百八条中「社債権者ハ」の下に「別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」を加え、同条ただし書を削る。	第三百八条中「社債権者ハ」の下に「別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」を加え、同条ただし書を削る。
第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済」に改め、同	第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済」に改め、同

第三百九十九条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社ハコトヲ得ズ	第三百九十九条ノ三 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス
社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帶シテ其ノ賠償ヲ責ニ任ズ	社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帶シテ其ノ賠償ヲ責ニ任ズ
社債管理会社ガ自コノ債権ニ付社債ヲ發行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ關	社債管理会社ガ自コノ債権ニ付社債ヲ發行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ關
第三百一十二条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条第二項中「前項ノ会社」を「社債管理会社」に改め、同	第三百一十二条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条第二項中「前項ノ会社」を「社債管理会社」に改め、同

項に次のただし書きを加える。

但シ社債管理会社ニ在リテハ其ノ社債権者
集会ガ第三百九条ノ四ノ特別代理人ノ選任ニ
関スル事項ニ付招集セラレタルモノナル場合
ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百二十二条第二項中「会社」を「社債ヲ發
行シタル会社及社債管理会社」に改める。

第三百二十四条を次のように改める。

第三百二十四条 杜債権者集会ノ決議ハ出席シ
タル杜債権者ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為
ス但シ第三百九条ノ二第一項、第三百十九
条、第三百二十九条第一項、第三百三十条第
一項但書及第三百三十三条ニ規定スル杜債権
者集会ノ目的タル事項ノ決議ニ付テハ第三百
四十三条ノ規定ヲ準用ス

第三百二十九条第一項中「五百分の一」を「千
分ノ一」に改め、同条第二項中「トキハ」を「場合
ニ於テ杜債権者集会ニ於テ別段ノ定ヲ為サザル
トキハ」に改める。

第三百三十条中「杜債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「杜債管理会社」に改め、同条に次の
項を加える。

第三百九条ノ五ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ
杜債権者集会ノ決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準
用ス

第三百三十二条中「杜債ノ償還」を「弁済」に改
めれる。

第三百三十六条第一項中「杜債募集ノ委託ヲ
受ケタル会社」を「杜債管理会社」に、「及其ノ事
務處理ノ為ニ要スル費用」を、「其ノ事務處理ノ
為ニ要スル費用及其ノ支出ノ日以後ニ於ケル利
息並ニ其ノ事務處理ノ為自己ニ過失ナクシテ受
ケタル損害ノ賠償ノ額」に改め、同条第二項中
「杜債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「杜債管理
会社」に、「償還」を「弁済」に、「及費用ノ弁済」
を、「費用及其ノ利息ノ弁済並ニ損害ノ賠償」に
改める。

第三百三十九条第一項中「第一百三十九条第
二項第三項」の下に「第一百三十九条ノ二」を
行シタル会社及杜債管理会社」に改める。

第三百二十二条第二項中「会社」を「社債ヲ發
行シタル会社及杜債管理会社」に改める。

第三百二十四条を次のように改める。

加え、「第二百四十三条及第二百四十四条第
一項第二項」を「及第二百四十三条」に改め、同
条第二項中「杜債権者集会」を「前項」に改め、同
条第三項中「杜債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を
「杜債管理会社」に、「前項」を「第二項」に改め、
「杜債管理会社」に、「前項」を「第二項」に改め、
「開覽」の下に「又ハ謄写」を加え、同条第一項の
次に次の一項を加える。

杜債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ
要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ経過ノ
要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル
杜債ヲ發行シタル会社ノ代表者及杜債管理会
社ノ代表者之署名スルコトヲ要ス

第三百四十条第一項及び第二項中「杜債募集
ノ委託ヲ受ケタル会社」を「杜債管理会社」に改
め。

第三百四十条第一項中「杜債募集ノ委託ヲ
受ケタル会社、其ノ事務ノ承継者」を「杜債管理
会社、事務ヲ承継スベキ杜債管理会社」に改
め、同項第二十号中「第三百三十九条第二項」を
「第三百三十九条第三項」に改め、同項第二十二
号中「旧杜債ノ償還ヲ為サザル」を「第三百四
条第一項ノ規定ニ違反シテ事務ヲ承継スベキ杜
債管理会社ヲ定メザリシ」に改める。

第四百九十八条第一項中「杜債募集ノ委託ヲ
受ケタル会社、其ノ事務ノ承継者」を「杜債管理
会社、事務ヲ承継スベキ杜債管理会社」に改
め、同項第二十号中「第三百三十九条第二項」を
「第三百三十九条第三項」に改め、同項第二十二
号中「旧杜債ノ償還ヲ為サザル」を「第三百四
条第一項ノ規定ニ違反シテ事務ヲ承継スベキ杜
債管理会社ヲ定メザリシ」に改める。

改める。

第十四条の見出し中「監査役」を「監査役会」に
改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「監
査報告書には」の下に「第一項の規定による監
査役の報告に基づき」を加え、同項に後段とし
て次のように加える。

この場合において、各監査役の意見を付記
することができる。

第十四条第二項第一号中「自己」を「監査役」に
改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「監査役」を「監査役会」に改
め、同項第二項とし、同条に第一項として
て次の一項を加える。

監査役は、前条第一項の監査報告書の調査
その他の監査を終えたときは、監査役会に対
し、第三項各号に掲げる事項について報告し
なければならない。

第十六条第一項前段中「各監査役」を「監査役
会」に改め、「旨の記載」の下に「(各監査役の意
見の付記を含む。)」を加える。

第十七条第一項中「監査役」を「監査役会又は
監査役に改める。

第十八条第一項中「一人以上」を「三人以上
で、そのうち一人以上は、その就任の前五年間
会社又はその子会社の取締役又は支配人その他
の使用人でなかつた者」に改め、同条の次に次
の三条を加える。

(監査役会の組織等)
第十八条の二 会社にあつては、監査役の全員
で監査役会を組織する。
2 監査役会は、この法律に定める権限を有す
るほか、その決議をもつて、監査の方針、会
社の業務及び財産の状況の調査の方法その他
の監査役の職務の執行に関する事項を定める
ことができる。ただし、監査役の権限の行使
を妨げることはできない。

3 監査役は、監査役会の求めがあるとき
は、いつでもその職務の執行の状況を監査役
会に報告しなければならない。

(監査役会の決議方針等)

第十八条の三 監査役会の決議は、監査役の過
半数をもつて行う。ただし、第六条の二第一
項の決議は、監査役の全員一致をもつて行
う。

2 商法第一百五十九条第一項本文、第二百五
十九条ノ一、第二百五十九条ノ三及び第二百
六十条ノ四の規定は、監査役会について準用
する。この場合において、同法第二百五十九
条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各監
査役」と、同法第二百五十九条ノ二中「各取締
役及各監査役」とあるのは「各監査役」と、同
法第二百五十九条ノ三及び第二百六十条ノ四
第二項中「取締役及監査役」とあるのは「監査
役」と読み替えるものとする。

(監査役の損害賠償責任)
第十八条の四 商法第二百六十六条第二項及び
第三項の規定は、監査役のした行為につき同
法第二百七十七条の規定を適用する場合又は
同法第二百八十条第一項の規定により同法第
二百六十六条ノ三第一項の規定を準用する場
合において、その監査役のした行為が監査役
会の決議に基づいてされたときについて準用
する。

第十九条の見出しを「(商法の特例等)」に改
め、同条中「商法」の下に「第二百八十条第二
項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第
一项として次の一項を加える。

会社に関する商法第二百三十八条、第二百
七十四条ノ一並びに第四百二十一条第一項及び
第二項の規定の適用については、これらの規
定中「監査役」とあるのは、「監査役会」とす
る。

第三十条第一項第三号中「第七条第一項」の下
に「」を「」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項、第十二条並
びに第十三条第一項中「監査役」を「監査役会」に
改める。

第九十一条第一項中「受託会社ハ」の下に「商

法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に次の一項を加える。

商法第三百三十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ報酬ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ。

第九十二条第一項中「委託会社ハ」の下に「商

法第三百三十六条第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条第三項を次のように改める。

商法第三百三十六条第二項ノ規定ハ第一項ノ費用及其ノ利息ノ償還並ニ損害ノ賠償ヲ受ク

ルコトニ之ヲ適用セズ。

第九十五条第一項中「第六十四条第一項ニ依

リ選任セラレタル」を「社債権者集会ノ」に改め

第百二条第一項中「及第二十九条第一項ニ依

リ社債ノ総額ヲ引受ケタル者」を削る。

第百八条中「十円以上千円以下ノ過料ニ処ス

を三年以下ノ懲役若ハ二百万円以下ノ罰金ニ

処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第百九条を次のように改める。

第一百条 法人ニ非ザル社団又ハ財團ニ

シテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以

下本項ニ於テ同ジノ代表者又ハ法人若ハ人

ノ代理人、使用人其ノ他人ノ従業者ガ其ノ法人

又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタ

ルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又

ハ人ニ対シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財團

ヲ处罚スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理

人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財團ヲ代

表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴

訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス

第一百十条中「第二十九条第一項ニ依リ社債ノ

総額ヲ引受ケタル者、第六十四条」を「社債権者集会」に、「五円以上五百円」を「百円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 本法ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ勝写又ハ其ノ謄本若ハ抄

本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

第一百十条に次の十五号を加える。

五 本法ニ依ル主務官庁ノ命令ニ違反シタルトキ

六 本法ニ依ル主務官庁ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

七 社債権者集会ノ決議ニ依ルベキ場合ニ於

テ之ニ依ラズ又ハ之ニ違反シタルトキ

八 社債権者集会又ハ其ノ代表者ニ對シテ不実ノ報告ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

九 第六条ノ規定ニ違反シタルトキ

十 第八条ノ規定ニ違反シタルトキ

十一 第十七条第一項又ハ第九十七条第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十二 第二十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ社債申込証ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不実ノ記載ヲ為シタルトキ

十三 第三十五条ノ規定ニ違反シテ債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

十四 第三十六条ニ定メタル手続ヲ履行セズシテ債券ヲ交付シタルトキ

十五 第七十条第二項ニ依ル担保権ノ保存又ハ実行ヲ怠リタルトキ

十六 第八十八条第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

十七 第九十五条第一項ニ依ル検査ヲ妨ゲタルトキ

十八 第百五条第一項ニ定メタル事務ノ引継ヲ怠リタルトキ

十九 第百十九条ノ二依ル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第一条 改正後の商法、株式会社の監査等に関する

る商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の規定(罰則を除く。)は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた效力を妨げない。

(旧担保付社債に関する経過措置)
(旧担保付社債に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に関する法律の施行後も、な

お従前の例による。ただし、信託証書の備

き、その閲覧又は勝写及びその謄本又は抄本の交付、受託会社に対する担保付社債の募集の委

任並びにそれにより生ずる受託会社の権能及び義務並びに受託会社及びそれ以外の者による担

保付社債の総額の引受け並びにそれにより生じるこれらの者の権能及び義務については、この

限りでない。

(旧担保付社債の分割発行に関する経過措置)

(旧担保付社債の分割発行に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に社債(担保付社債を除く。以下この条、次条及び附則第十四条において同じ。)の募集の決議があつた場合においては、その社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債に関する経過措置)

(旧担保付社債に関する経過措置)

第六条 前条本文に規定する場合においても、この法律の施行前にその信託契約により社債の総額を数回に分けて発行することとされた担保付

社債でこの法律の施行後に発行されるものに關しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後

の商法及び担保附社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の社債権者集会に関する経過措置)

第七条 この法律の施行後に招集手続が開始され

る担保付社債の社債権者集会に関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の期限の利益の喪失に関する経過措置)

第十一条 附則第八条本文に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手續が開始される

担保付社債の社債権者集会に関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の定期的償還に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行後に定期的に支払

るべき担保付社債の一部の償還又は利息の支払

を怠つたときにおける期限の利益の喪失に関し

ては、同条本文の規定にかかわらず、商法第三百三十四条及び第三百三十五条の規定を適用す

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの

法律附則の規定により従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正)

第十三条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 条文を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十条 条文を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十二条 条文を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条 条文を次のように改める。

第六十五条 条文を次のように改める。

第六十六条 条文を次のように改める。

第六十七条 削除

第六十八条 条文を次のように改める。

第六十九条 条文を次のように改める。

第六十条 条文を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十二条 条文を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条 条文を次のように改める。

第六十五条 削除

第六十六条 削除

第六十七条 削除

第六十八条 削除

第六十九条 削除

第七十条 削除

第七十一条 削除

第七十二条 削除

第七十三条 削除

第七十四条 削除

を「第三百九十九条ノ四ノ規定ニ依ル選任、同法第三百十二条第三項」に、「又ハ同法第三百四十四条第一項」を、「同法第三百四十四条第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同条第三項」に改める。

第一百三十五条ノ十八中「商法」の下に「第二百九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法」を加える。

第一百三十五条ノ二十第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 商法等の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)附則第五条の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る募集の委託を受ける者並びに社債権者集会に係る供託及び公債方法に関する前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律

(一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法等の廃止

特例法(昭和五十一年法律第五十九号)

二 社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)

(非訟事件手続法の一改正)

第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一百三十五条ノ十五中「第三百十一一条」を「第三百九十九条ノ三、第三百九十九条ノ四、第三百九十九条ノ三、第三百九十九条ノ四、第三百十一一条」に改める。

第六条 商法等の一部を改正する法律附則第十四条の規定により従前の例によることとされる場合における農林中央金庫又は商工組合中央金庫の社債の募集の受託に関しては、前二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

を「第三百九十九条ノ四ノ規定ニ依ル選任、同法第三百十二条第三項」に、「又ハ同法第三百四十四条第一項」を、「同法第三百四十四条第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同条第三項」に改める。

第一百三十五条ノ十八中「商法」の下に「第二百九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法」を加える。

第一百三十五条ノ二十第一項中「第三百十一一条」に改める。

(農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第二項第一号中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、同条第二項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十二号)」を「及担保附社債信託法」に改める。

(商工組合中央金庫法の一改正)

「又ハ管理」を加え、同条第一項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十二号)」を「及担保附社債信託法」に改める。

(企業再建整備法の一改正)

第十二条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の七を次のように改める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第十二条 第一号に掲げる法律の規定中「募集」の下に「又ハ管理」を加える。

規定中「商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を削る。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第九項第一号、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第十九条の八第九項第一号並びに信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三条第八項第一号及び第五十四条第七項第一号

二 農業協同組合法第十条第十九項、中小企業等協同組合法第九条の八第十一項及び信用金庫法第五十三条规定は、前条(第一号に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件に関する前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第八条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、有限会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて準用する。

第九条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三第二項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第五十七条第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十七条第一項ただし書中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」を「同法」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第六十七条第一項ただし書中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」を「同法」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第十一条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は相互会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて、同法附則第四条の規定は相互会社の監査役の任期について、同法附則第七条の規定は相互会社で保険業法第六十七条第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一項各号の一に該当するものについて準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の会員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

第三十三条 第六条の規定は、前条(第一号に係る部分に限る)の規定による農業協同組合法、中小企業等協同組合法及び信用金庫法の一部改正に伴う経過措置に関する訴えについて準用する。

二 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の会員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

第三十四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「社債募集の受託会社」を「商法第二百九十七条に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

(地方財政法の一改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十二年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「から第三百十一条まで」を「第三百十一条、第三百十一一条」に改め、「規定中」の下に「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」とを、「証券」との下に「同法」を加える。

(商法の一改正に伴う地方財政法に係る経過措置)

第十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五条

の規定は、この法律の施行前に地方債が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに地方債権者の償還額の支払の請求について準用する。

(放送法の一部改正)

第十七条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二条)の一部を次のように改正する。

第四十一条 第七項中「前六項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げる、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 協会は、発行済みの放送債券の償換えのため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払込みをさせるときは、第一回の払込みの期日)から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。

(商法の一部改正に伴う放送法に係る経過措置)
第十八条 第三条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件について、商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券について、同法附則第六条の規定はこの法律の施行後に招集手続が開始される放送債券の債権者との集会について準用する。

(住宅金融公庫法等の一部改正)
第十九条 次に掲げる法律の規定中「から第三百十一条まで」を「第三百十条及び第三百十一條」に改める。
一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六条)第二十七条の三第六項
二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)第五十二条第五項
三 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十九条第七項

第八十一条(第三十八条第七項)

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第六項

五 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第二十号)第三十四条第七項

六 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第三十五条第七項

七 國際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十一条第七項

八 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十九条第七項

九 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)

十 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第一条

十一 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第五十五条第八項

十二 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十二条第七項

十三 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十条第七項

十四 日本国鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十条第八項

十五 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第八条第八項

十六 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)第二十八条第七項

十七 石炭鉱業等賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第三十八条第五項

十八 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十五条第七項

十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十六条第七項

二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)第二十九条第七項

二十一 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第三十三条第七項

二十二 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第二十五条第七項

二十三 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十九条第七項

五 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第二十号)第三十二条第七項

六 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第七項

七 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十五条第二項

八 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十八号)第二十六条第七項

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第三十七条第七項

十 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第一百七十三号)第二十九条の二第七項

十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百六号)第二十六条第七項

十二 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第一百八十号)第二十六条第八項

十三 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第一百八十八号)第三十九条第七項

十四 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十六条第七項

十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第一百九十五号)第二十六条第七項

十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第一百七十八号)第二十五条第七項

十七 石炭鉱業等賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第一百九十七号)第三十八条第五項

十八 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第一百五十五号)第二十九条第七項

十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十六条第七項

二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第二百五十五号)第二十九条第七項

二十一 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第三十三条第七項

二十二 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第二十五条第七項

二十三 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十九条第七項

(商法の一部改正に伴う住宅金融公庫法等に係る経過措置)

第二十条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に前条各号に掲げる法律に基づき債権が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに債券に係る債権者の償還額の請求について準用する。

(船主相互保険組合法の一部改正)
第二十一条 船主相互保険組合法(昭和二十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。
(商法の一部改正に伴う船主相互保険組合法に係る経過措置)
第二十二条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、船主相互保険組合の組合員が発起人、理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(会社更生法の一部改正)
第二十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第六項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「あらたに払込」を「新たに払込みに、「但し」を「ただし」に改める。

第二百六十二条 削除

第二百五十五条第六項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「あらたに払込」を「新たに払込みに、「但し」を「ただし」に改める。

第二百五十六条第三項を削る。

第二百五十七条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削る。

第二百五十九条第三項中「第四項」を「及び第四項」に、「第二百五十九条第三項及び」を「並びに」に改める。

第二百六十六条第七項中「前四項」を「及び第四項」に、「第二百五十九条第三項及び」を「並びに」に、「前五項」を「前各項」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に係る更生手続に属する一切の行為に關しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十五条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「社債募集」を「社債の管理」に改め、同項第五号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

第十条第一項中「(明治三十二)年法律第四十八号」の下に「(昭和二十七年)社債管理会社に対する社債の管理の委託」及び「を加え、「未払込」を「未払込み」に改める。

第十一条第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定により從前の例によることとされる場合における長期信用銀行が発行する債券の総額に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(電源開発促進法の一部改正)

第二十七条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「社債募集」を「社債の管理」に改め、同条名号を削る。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)

第二十八条 国際電信電話株式会社法(昭和二十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

七年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十六条第二項を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第五号を第四号とする。

(労働金庫法の一部改正)

第二十九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第二項まで」を「第四項まで」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第五十八条の二第一項第一号中「募集」の下に「又は管理」を加え、同条第十項中「商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を削る。

第六十八条前段中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

(労働金庫法の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第六十九条前段中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 第六条の規定は、前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う経過措置に関する準用する。

(商法等の一部を改正する法律附則第二条の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会の会員が理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。)

(外国為替銀行法の一部改正)

第三十一条 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十条 第二項第六号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(銀行法の一部改正)

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 第二項第七号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第六十二条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第六号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(第七条 削除)

第九条の四第一項中「(明治三十二)年法律第四十八号」の下に「(昭和二十七年)社債管理会社に対する社債の管理の委託」及び「を加える。

第十九条第一項第一号を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第七

項を同条第六項とする。

(外國為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第二十六条の規定は、前条の規定による外國為替銀行法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

第三十九条 削除

第四十条第一項中「一般電気事業会社」を「一般電気事業者たる会社」に改める。

第一百二十二条第一項中「第三十八条第一項」を「又は第三十八条第一項」に改め、「又は第三十九条ただし書」を削る。

(外國証券業者に関する法律の一部改正)

第三十四条 外國証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項前段中「社債募集の受託の禁止」を「社債管理会社等となることの禁止」に改める。

第三十四条 第二項前段中「第三項まで」を「第一項まで」に改める。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十三条 第二項第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを「一」ずつ繰り上げる。

第三条 削除

第二十条第一項第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを「一」ずつ繰り上げる。

(銀行法の一部改正)

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条 第二項第七号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(銀行法の一部改正)

第三十六条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項第一号中「(明治三十二)年法律第四十八号」を加える。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第四十条 日本国鉄道改革法等施行法(昭和六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 削除

第十七条第一項第一号を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第七

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第二十二条第一項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第七条の見出しを「(社債の発行方法)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法)

第三十八条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を改める。

(第三十九条を次のように改める。)

(電気事業法の一部改正)

第三十九条 削除

第四十条第一項中「一般電気事業会社」を「一般電気事業者たる会社」に改める。

(第三十九条を次のように改める。)

第四十一条 日本航空株式会社法を廃止する等の法律(昭和六十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第四十二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一條を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四十三条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十七條を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 则

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第四号中正誤

一	行	誤	正
二	四	三	それなりにきの
三	一 ら れ か	今までは	それなりきの
四	二 い ふ う に	今までは	今までは

平成五年五月十八日印刷

平成五年五月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E